

## 令和8年第2回相馬市議会3月定例会提出案件について

### ①提出議案

○人事案件 (副市長1件、監査委員1件)	2件
○条例の制定	2件
○条例の一部改正	10件
○債権の放棄	1件
○損害賠償額の決定	2件
○市道路線の認定	1件
○公の施設の指定管理者の指定	5件
○令和7年度補正予算 (一般会計1件、特別会計4件、公営企業会計1件)	6件
○令和8年度当初予算 (一般会計1件、特別会計4件、公営企業会計1件)	6件

計 35件

---

---

## 令和8年第2回相馬市議会3月定例会提出案件について

### ①提出議案

NO.	提 出 案 件	摘 要
1	相馬市副市長の選任について	議案第2号
2	相馬市監査委員の選任について	議案第3号
3	相馬市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	議案第4号
4	督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	議案第5号
5	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	議案第6号
6	相馬市防災会議条例の一部を改正する条例について	議案第7号
7	相馬市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	議案第8号
8	相馬市消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例について	議案第9号
9	相馬市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について	議案第10号
10	相馬市行政手続条例の一部を改正する条例について	議案第11号
11	相馬市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	議案第12号
12	相馬市手数料条例の一部を改正する条例について	議案第13号
13	相馬市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について	議案第14号
14	相馬市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	議案第15号
15	債権の放棄について	議案第16号
16	損害賠償の額を定めることについて	議案第17号
17	損害賠償の額を定めることについて	議案第18号
18	市道路線の認定について	議案第19号
19	公の施設の指定管理者の指定について	議案第20号
20	公の施設の指定管理者の指定について	議案第21号
21	公の施設の指定管理者の指定について	議案第22号
22	公の施設の指定管理者の指定について	議案第23号
23	公の施設の指定管理者の指定について	議案第24号

24	令和7年度相馬市一般会計補正予算（第9号）	議案第25号
25	令和7年度相馬市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）	議案第26号
26	令和7年度相馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）	議案第27号
27	令和7年度相馬市介護保険特別会計補正予算（第4号）	議案第28号
28	令和7年度相馬市光陽地区造成事業特別会計補正予算（第3号）	議案第29号
29	令和7年度相馬市下水道事業会計補正予算（第4号）	議案第30号
30	令和8年度相馬市一般会計予算	議案第31号
31	令和8年度相馬市国民健康保険特別会計予算	議案第32号
32	令和8年度相馬市後期高齢者医療特別会計予算	議案第33号
33	令和8年度相馬市介護保険特別会計予算	議案第34号
34	令和8年度相馬市光陽地区造成事業特別会計予算	議案第35号
35	令和8年度相馬市下水道事業会計予算	議案第36号

## 令和8年第2回相馬市議会3月定例会提出案件について

### ① 提出議案

#### 1 議案第2号 相馬市副市長の選任について【総務部】

令和7年10月1日より欠員となっているため、新たに くまだ まさひろ 熊田 雅宏氏を選任いたしたく、「地方自治法」第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

#### 2 議案第3号 相馬市監査委員の選任について【総務部】

ほし ひかり 星 光氏が本年5月31日をもって任期満了を迎えるため、引き続き同氏を選任いたしたく、「地方自治法」第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

#### 3 議案第4号 相馬市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について【保健福祉部】

「子ども・子育て支援法」の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため条例を制定するもので、本年4月1日から施行するものです。

#### 4 議案第5号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について【総務部】

督促手数料を廃止することにより、当該手数料の徴収事務に要する経費及び事務負担を削減し、より効率的、効果的な徴収事務を達成するため関係する条例の規定を一括して整備するもので、本年4月1日から施行するものです。

#### 5 議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について【産業部】

相馬市鳥獣被害対策実施隊隊員の報酬額について、人の日常生活圏に出没したツキノワグマ等危険鳥獣に対応した場合の出動報酬を適正な額とするため所要の改正を行うもので、公布の日から施行するものです。

#### 6 議案第7号 相馬市防災会議条例の一部を改正する条例について【総務部】

相馬市地域防災計画と水防計画を一体化させ、相馬市防災会議と水防協議会の統合を行うことにより、計画審議等の一本化を図るため所要の改正を行うもので、本年4月1日から施行するものです。

**7 議案第 8 号 相馬市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について【総務部】**

福島県人事委員会勧告を踏まえて、一般職職員の通勤手当を、本年 4 月から引き上げるため所要の改正を行うもので、本年 4 月 1 日から施行するものです。

**8 議案第 9 号 相馬市消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例について【総務部】**

消防団員が一定期間にわたり消防団活動が困難となる場合の「休団制度」を導入するとともに、本団部長職の定員を変更するため所要の改正を行うもので、本年 4 月 1 日から施行するものです。

**9 議案第 10 号 相馬市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について【建設部】**

地価水準の変動等を踏まえて国道の占用料が改定されることに準じ、市道の占用料の額を改定するため所要の改正を行うもので、本年 4 月 1 日から施行するものです。

**10 議案第 11 号 相馬市行政手続条例の一部を改正する条例について【総務部】**

「行政手続法」の改正に準じて、聴聞及び弁明の機会の付与の通知に係る公示送達をデジタル化するため所要の改正を行うもので、本年 5 月 21 日から施行するものです。

**11 議案第 12 号 相馬市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について【建設部】**

相馬市営住宅堂ノ前団地 1 戸、長谷堂団地 2 戸、坪ヶ迫団地 3 戸の解体が完了したことから、市が管理する市営住宅の戸数を変更するため所要の改正を行うもので、公布の日から施行するものです。

**12 議案第 13 号 相馬市手数料条例の一部を改正する条例について【民生部】**

地方公共団体情報システムの標準化への対応及び窓口手続のデジタル化に伴うシステム導入の経費と受益者負担の公平性を勘案し、各種証明の交付手数料を増額するため所要の改正を行うもので、本年 10 月 1 日から施行するものです。

**13 議案第 14 号 相馬市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について【生涯学習部】**

電気料金の高騰などを踏まえ、スポーツアリーナそうま及び松川浦スポ

ーツセンター体育館の照明使用を有料化するとともに、スポーツアリーナ  
そうま第二体育館へのスポットエアコン導入に伴い、その使用料を定める  
ため所要の改正を行うもので、本年10月1日等から施行するものです。

**14 議案第 15 号 相馬市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を  
定める条例の一部を改正する条例について【保健福祉部】**

国が定める基準の改正に準じて、事業所内部の規程に関する要件を緩和  
する等のため、所要の改正を行うもので、本年4月1日から施行するもの  
です。

**15 議案第 16 号 債権の放棄について【民生部】**

市が貸し付けを行った相馬市高額療養費貸付金について、債務者及び連  
帯保証人が死亡し、相続人が相続を放棄したこと及び返済する資力がない  
ことなどから、債権の回収が見込めないため債権を放棄するもので、「地方  
自治法」第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの  
です。

**16 議案第 17 号 損害賠償の額を定めることについて【企画政策部】**

地方公共団体情報システムの標準化への対応に伴い、戸籍電算システム  
機器等の賃貸借契約を解約することにより発生する損害賠償金の額を定め  
るため、「地方自治法」第96条第1項第13号の規定に基づき、議会の議  
決を求めるものです。

**17 議案第 18 号 損害賠償の額を定めることについて【企画政策部】**

地方公共団体情報システムの標準化への対応に伴い、中間サーバーコネ  
クタ用サーバ等機器の賃貸借契約を解約することにより発生する損害賠償  
金の額を定めるため、「地方自治法」第96条第1項第13号の規定に基づ  
き、議会の議決を求めるものです。

**18 議案第 19 号 市道路線の認定について【建設部】**

南飯渕字阿加戸地内における道路改良に伴う1路線及び黒木字迎畑地内  
における寄付採納に伴う1路線、計2路線の認定について、「道路法」第8  
条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

**19 議案第 20 号 公の施設の指定管理者の指定について【総務部】**

市内11地区の相馬市地区集会所の指定管理者として、地元行政区又は自  
治会等をそれぞれ指定いたしたく、「地方自治法」第244条の2第6項の  
規定に基づき議会の議決を求めるものです。

**20 議案第 21 号 公の施設の指定管理者の指定について【産業部】**

相馬市水産業共同利用施設の指定管理者として、「相馬双葉漁業協同組合」を指定いたしたく、「地方自治法」第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

**21 議案第 22 号 公の施設の指定管理者の指定について【産業部】**

相馬市道の駅そうま体験実習館の指定管理者として、「特定非営利活動法人 ライフネットそうま」を指定いたしたく、「地方自治法」第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

**22 議案第 23 号 公の施設の指定管理者の指定について【生涯学習部】**

相馬光陽ソフトボール場の指定管理者として、「特定非営利活動法人 オール相馬軍ソフトボール倶楽部」を指定いたしたく、「地方自治法」第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

**23 議案第 24 号 公の施設の指定管理者の指定について【生涯学習部】**

相馬光陽サッカー場及び相馬市復興交流支援センターの指定管理者として、「NPO 法人 ドリームサッカー相馬」を指定いたしたく、「地方自治法」第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

**24 議案第 25 号 令和 7 年度相馬市一般会計補正予算（第 9 号）【総務部】**

今回の補正は、市税収入及び普通交付税の増加、公立相馬総合病院事業及び教育指導事業に要する経費の増額並びに災害公営住宅管理経費及び老人福祉総務経費の変更による減額等に伴い、299,648 千円を減額し、補正後の予算総額を 19,635,803 千円とするものです。

**25 議案第 26 号 令和 7 年度相馬市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）【民生部】**

今回の補正は、国・県支出金の額の確定並びに保険給付費及び保健事業費の減額等に伴い、118,715 千円を減額し、補正後の予算総額を 3,607,695 千円とするものです。

**26 議案第 27 号 令和 7 年度相馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）【民生部】**

今回の補正は、後期高齢者医療保険料及び後期高齢者医療広域連合納付金の増額等に伴い、47,187 千円を増額し、補正後の予算総額を 573,853 千円とするものです。

**27 議案第 28 号 令和 7 年度相馬市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）**  
**【保健福祉部】**

今回の補正は、介護給付費の変更等に伴い、178,067 千円を減額し、補正後の予算総額を 4,078,139 千円とするものです。

**28 議案第 29 号 令和 7 年度相馬市光陽地区造成事業特別会計補正予算（第 3 号）【民生部】**

今回の補正は、石炭灰埋立処分手数料の減額並びに一般管理事業及び埋立処分場管理運営事業に必要な経費の変更に伴い、22,367 千円を減額し、補正後の予算総額を 1,646,690 千円にするものです。

**29 議案第 30 号 令和 7 年度相馬市下水道事業会計補正予算（第 4 号）**  
**【建設部】**

今回の補正のうち、収益的収支は、他会計負担金の減額及び処理場費等の変更に伴い、収入から 19,719 千円、支出から 22,041 千円を減額し、補正後の収益的収入予算総額を 1,261,219 千円、収益的支出予算総額を 1,252,432 千円とするものです。

また、資本的収支は、管渠費及び処理場費等の変更に伴い、収入、支出それぞれ 10,066 千円を減額し、補正後の資本的収入予算総額を 329,579 千円、資本的支出予算総額を 692,562 千円とするものです。

なお、支出に対し不足する収入額は、損益勘定留保資金等で補てんいたします。

**30 議案第 31 号 令和 8 年度相馬市一般会計予算【総務部】**

予算総額は、17,565,000 千円で、歳入の主なものは、市税 5,828,846 千円、地方交付税 3,369,282 千円、国庫支出金 2,343,904 千円、県支出金 1,305,199 千円、歳出の主なものは、総務費 1,906,514 千円、民生費 5,663,864 千円、衛生費 2,054,505 千円、農林水産業費 780,948 千円、土木費 2,037,943 千円、教育費 2,440,406 千円、公債費 1,614,730 千円であります。

**31 議案第 32 号 令和 8 年度相馬市国民健康保険特別会計予算【民生部】**

予算総額は、3,220,000 千円で、歳入の主なものは、国民健康保険税 569,892 千円、県支出金 2,292,329 千円、繰入金 336,733 千円、歳出の主なものは、保険給付費 2,247,626 千円、国民健康保険事業費納付金 835,683 千円であります。

**32 議案第 33 号 令和 8 年度相馬市後期高齢者医療特別会計予算【民生部】**

予算総額は、618,000 千円で、歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料 457,343 千円、繰入金 158,639 千円、歳出の主なものは、総務費 18,578 千円、後期高齢者医療広域連合納付金 597,404 千円であります。

**33 議案第 34 号 令和 8 年度相馬市介護保険特別会計予算【保健福祉部】**

予算総額は、4,111,116 千円で、歳入の主なものは、介護保険料 804,018 千円、国庫支出金 903,865 千円、支払基金交付金 1,070,715 千円、県支出金 593,055 千円、繰入金 734,471 千円、歳出の主なものは、保険給付費 3,892,058 千円、地域支援事業費 128,592 千円であります。

**34 議案第 35 号 令和 8 年度相馬市光陽地区造成事業特別会計予算【民生部】**

予算総額は、1,347,778 千円で、歳入の主なものは、使用料及び手数料 1,316,101 千円、歳出の主なものは、総務費 835,780 千円、管理運営費 501,799 千円であります。

**35 議案第 36 号 令和 8 年度相馬市下水道事業会計予算【建設部】**

収益的収入予算は 1,248,753 千円で、収入の主なものは、公共下水道使用料 285,157 千円、他会計負担金 452,288 千円、長期前受金戻入 507,188 千円、収益的支出予算は 1,249,697 千円で、支出の主なものは、処理場費 257,195 千円、減価償却費 867,211 千円であります。

資本的収入予算は 493,249 千円で、収入の主なものは、他会計出資金 285,174 千円、国庫補助金 118,269 千円、資本的支出予算は 857,768 千円で、支出の主なものは、企業債償還金 595,719 千円であります。

なお、収入が支出に対し不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんいたします。